

LAN型通信網サービス契約約款の一部改正
新旧対照

旧	新
<p>附 則（令和6年3月28日企営第155500000301号） （実施時期）</p> <ol style="list-style-type: none">この改正規定は、令和6年4月1日から実施します。 （経過措置）<u>この改正規定実施の日において、第3種サービスのタイプ2の提供区域外を契約者回線の終端の場所とする第3種サービスのタイプ1に係る契約申込の方法、契約申込の承諾、契約者回線等の移転等のLAN型通信網契約の申込みの承諾条件に準じて取り扱う請求、契約者回線の異経路及び長期継続利用に係る基本額の適用については、令和7年3月31日までの間、なお従前のとおりとします。</u>	<p>附 則（令和6年3月28日企営第155500000301号） （実施時期）</p> <ol style="list-style-type: none">この改正規定は、令和6年4月1日から実施します。 （経過措置）削除
	<p>附 則（令和7年3月27日企営第155500000604号） （実施期日）</p> <ol style="list-style-type: none">この改正規定は、令和7年4月1日から実施します。 （経過措置）この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。 （その他）企営第155500000301号（令和6年3月28日）の附則第2項を「2 削除」に改めます。

I P通信網サービス契約約款の一部改正
新旧対照

旧	新
<p>附 則（令和6年3月28日企営第155500000301号） （実施時期）</p> <p>1 この改正規定は、令和6年4月1日から実施します。 （経過措置）</p> <p>2 この改正規定実施の日において、当社が別に定める電気通信サービスの提供区域外を接続契約者回線の終端（回線収容部に収容されるものを除きます。）の場所とする回線収容部を用いて提供する契約者回線型サービスに係るI P通信網契約の申込については、令和7年3月31日までの間、なお従前のとおりとします。</p>	<p>附 則（令和6年3月28日企営第155500000301号） （実施時期）</p> <p>1 この改正規定は、令和6年4月1日から実施します。 （経過措置）</p> <p>2 削除</p>
	<p>附 則（令和7年3月27日企営第155500000604号） （実施期日）</p> <p>1 この改正規定は、令和7年4月1日から実施します。 （経過措置）</p> <p>2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。 （その他）</p> <p>3 企営第155500000301号（令和6年3月28日）の附則第2項を「2 削除」に改めます。</p>